

静岡県監査委員告示第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく監査を執行したので、同条第9項の規定により、監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和7年10月3日

静岡県監査委員	山下和俊
静岡県監査委員	松本早巳
静岡県監査委員	土屋源由
静岡県監査委員	木内満

第1 監査の概要

令和7年6月4日から8月8日までに実施した本庁及び出先機関に係る監査である。

本庁及び出先機関に対しては、静岡県監査委員監査基準に基づき、財務監査及び行政監査を実施した。財務監査は、収入及び支出の状況（非常勤職員報酬、職員手当、普通旅費、需用費、役務費、委託料、工事請負費、原材料費、公有財産購入費、補償、補填及び賠償金、備品購入費、補助金の状況等）並びに財産管理の状況に重点を置いて、行政監査は、重点的に実施している事業の実績や成果、課題などに重点を置いて実施した。財務監査及び行政監査は、法令に適合し適正に行われているか、経済的、効率的かつ効果的に実施されているか、県の組織及び運営が合理的であるかなどの視点から、定期監査として実施した。

第2 定期監査の結果

1 監査結果がある機関（監査結果の概要は別表のとおり。）

【本庁】

- (1) 企画部〔総務課、企画課、知事政策課、デジタル戦略課、電子県庁課、統計活用課、地域外交課、多文化共生課、総合教育課〕

ア 監査実施日 令和7年7月28日

イ 監査結果

- (7) 行政監査 意見 情報セキュリティ対策の推進（電子県庁課）

- (2) 総務部〔総務課、秘書課、広聴広報課、法務文書課、人事課、職員厚生課、地域振興課、市町行財政課〕

ア 監査実施日 令和7年7月28日

イ 監査結果

- (7) 行政監査 意見 ①情報セキュリティ対策の推進（法務文書課）
②職員のコンプライアンスの推進（人事課）
③内部統制の充実強化（人事課）

- (3) 財務部〔総務課、財政課、税務課、行政経営課、建築企画課、建築工事課、設備課〕

ア 監査実施日 令和7年8月8日

イ 監査結果

- (7) 財務監査 注意 ①県民税市町交付金の算定誤り（税務課）

②建設工事における不適切な事務処理（土壌汚染対策法）（建築工事課）

(4) 行政監査 意見 内部統制の充実強化（行政経営課）

(4) 危機管理部〔総務課、危機政策課、危機情報課、危機対策課、消防保安課、原子力安全対策課〕

ア 監査実施日 令和7年7月25日

イ 監査結果

(7) 行政監査 注意 ①通勤手当の不正受給（機関名非公表）

②通勤手当の不正受給（機関名非公表）

意見 ①わたしの避難計画の効果的な普及（危機政策課）

②総合防災アプリ「静岡県防災」の活用（危機情報課）

(5) くらし・環境部〔政策管理局、県民生活局、建築住宅局、環境局〕

ア 監査実施日 令和7年7月29日

イ 監査結果

(7) 行政監査 意見 ①南アルプスの魅力発信と保全活動の推進（環境局自然保護課）

②産業廃棄物収集運搬業の許可申請の標準処理期間内での処理の徹底
（環境局廃棄物リサイクル課）

(6) スポーツ・文化観光部〔総務課、企画経理課、スポーツ政策課、スポーツ振興課、文化政策課、文化財課、富士山世界遺産課、観光政策課、観光振興課、空港管理課、空港振興課〕

ア 監査実施日 令和7年7月24日

イ 監査結果

(7) 行政監査 注意 個人情報の流出（USBメモリの紛失）（スポーツ政策課）

意見 東静岡地区整備の推進（企画経理課）

(7) 健康福祉部〔政策管理局、福祉長寿局、こども若者局、障害者支援局、医療局、健康局、生活衛生局〕

ア 監査実施日 令和7年8月7日

イ 監査結果

(7) 行政監査 意見 ①母子父子寡婦福祉資金貸付事業における収入未済額の縮減（こども若者局こども家庭課）

②看護職員確保対策の推進（医療局地域医療課）

(8) 経済産業部〔政策管理局、産業革新局、就業支援局、商工業局、農業局、農地局、森林・林業局、水産・海洋局〕

ア 監査実施日 令和7年8月5日

イ 監査結果

(7) 行政監査 注意 個人情報の流出（ファイルのメール添付）※再発（農業局畜産振興課）

意見 ①効率的な若者のUIターン就職支援（就業支援局産業人材課）

②農林水産省が進める「地域計画」の推進（農業局農業ビジネス課）

(9) 交通基盤部〔政策管理局、建設経済局、道路局、河川砂防局、港湾局、都市局〕

ア 監査実施日 令和7年8月1日

イ 監査結果

- (7) 行政監査 意見 ①建設工事等における適正な工期等の設定の徹底（政策管理局経理課、建設政策課）
②南海トラフ巨大地震に備えた無電柱化の実施箇所の明確化（道路局道路企画課）
③水門や陸閘等の河川管理施設における動作不良時の対応（河川砂防局河川海岸整備課）

(10) 出納局〔会計総務課、会計支援課、出納審査課、集中化推進課、用度課〕

ア 監査実施日 令和7年7月24日

イ 監査結果

- (7) 行政監査 意見 ①資金の効果的な運用（会計総務課）
②内部統制の充実強化（会計支援課）
③高速道路利用料の割引制度の活用（用度課）

(11) 企業局〔経営課、水道企画課、地域整備課〕

ア 監査実施日 令和7年7月29日

イ 監査結果

- (7) 財務監査 注意 消費税の納付遅延（経営課）

(12) 議会事務局〔総務課、秘書室、議事課、政策調査課、図書室〕

ア 監査実施日 令和7年8月8日

イ 監査結果

- (7) 行政監査 指摘 個人情報流出（書類の紛失等）（機関名非公表）

(13) 教育委員会事務局〔教育総務課、教育政策課、教育DX推進課、財務課、教育厚生課、教育施設課、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課、健康体育課、社会教育課、新図書館整備課〕

ア 監査実施日 令和7年8月4日

イ 監査結果

- (7) 行政監査 注意 誤った試験問題の配布による教員採用選考試験の実施（義務教育課）
意見 ①不祥事根絶の取組（教育総務課）
②いじめ対策の効果的な実施（教育政策課）
③行きたい学校づくり推進事業の効果的な実施（高校教育課）
④ヘルメット着用の促進（健康体育課）
⑤施設開放に伴う学校の事務負担の軽減（社会教育課）

(14) 警察本部〔総務部、警務部、生活安全部、地域部、刑事部、交通部、警備部、静岡市警察部庶務課、浜松市警察部庶務課、サイバー対策本部、警察学校〕

ア 監査実施日 令和7年7月29日

イ 監査結果

- (7) 財務監査 注意 建設工事における不適切な積算（総務部施設課）
(4) 行政監査 意見 ①不祥事根絶の取組（警務部監察課）
②信号柱の適切な管理（交通部交通規制課）

【出先機関】

(1) 富士農林事務所

ア 監査実施日 令和7年6月17日

イ 監査結果

- (7) 財務監査 注意 建設工事における不適切な入札手続

(2) 富士土木事務所

ア 監査実施日 令和7年7月1日

イ 監査結果

- (7) 財務監査 注意 行政財産使用料の誤徴収及び未徴収

(3) 袋井土木事務所

ア 監査実施日 令和7年6月25日

イ 監査結果

- (7) 財務監査 注意 ①道路占用料の徴収誤り
②建設工事の契約内容の不適切な公表

(4) 田子の浦港管理事務所

ア 監査実施日 令和7年6月17日

イ 監査結果

- (7) 財務監査 注意 建設工事における不適切な工期設定

(5) 清水港管理局

ア 監査実施日 令和7年7月9日

イ 監査結果

- (7) 財務監査 注意 業務委託における不適切な履行期間の設定

(6) 企業局西部事務所

ア 監査実施日 令和7年7月17日

イ 監査結果

- (7) 財務監査 注意 建設工事の契約内容の公表の未実施

2 監査結果がない機関

【本庁】

- | | |
|-----------------------------|-------------------|
| (1) がんセンター局 | (監査実施日 令和7年7月24日) |
| (2) 人事委員会事務局〔総務課、給与審査課、職員課〕 | (監査実施日 令和7年8月8日) |
| (3) 監査委員事務局〔総務課、監査課〕 | (監査実施日 令和7年7月25日) |
| (4) 労働委員会事務局〔総務課、調整審査課〕 | (監査実施日 令和7年7月24日) |

- | | |
|------------------|-------------------|
| (5) 収用委員会事務局 | (監査実施日 令和7年7月24日) |
| (6) 海区漁業調整委員会事務局 | (監査実施日 令和7年8月5日) |

【出先機関】

- | | |
|--|-------------------|
| (1) 富士健康福祉センター〔富士保健所、富士児童相談所、富士知的障害者更生相談所〕 | (監査実施日 令和7年7月17日) |
| (2) 女性相談支援センター | (監査実施日 令和7年7月17日) |
| (3) 精神保健福祉センター | (監査実施日 令和7年7月9日) |
| (4) 磐田学園 | (監査実施日 令和7年7月17日) |
| (5) 食肉衛生検査所 | (監査実施日 令和7年6月25日) |
| (6) 中遠農林事務所〔西部家畜保健衛生所〕 | (監査実施日 令和7年7月17日) |
| (7) 浜松技術専門学校 | (監査実施日 令和7年7月16日) |
| (8) 農林技術研究所〔病虫害防除所〕 | (監査実施日 令和7年6月10日) |
| (9) 農林技術研究所 茶業研究センター | (監査実施日 令和7年7月17日) |
| (10) 農林技術研究所 果樹研究センター | (監査実施日 令和7年7月17日) |
| (11) 農林技術研究所 森林・林業研究センター | (監査実施日 令和7年7月17日) |
| (12) 中央図書館 | (監査実施日 令和7年7月17日) |
| (13) 総合教育センター | (監査実施日 令和7年7月17日) |
| (14) 焼津青少年の家 | (監査実施日 令和7年7月17日) |
| (15) 観音山少年自然の家 | (監査実施日 令和7年7月17日) |
| (16) 三島北高等学校 | (監査実施日 令和7年7月17日) |
| (17) 沼津工業高等学校 | (監査実施日 令和7年7月17日) |
| (18) 吉原高等学校 | (監査実施日 令和7年7月17日) |
| (19) 富士高等学校 | (監査実施日 令和7年7月17日) |
| (20) 駿河総合高等学校 | (監査実施日 令和7年7月17日) |
| (21) 袋井商業高等学校 | (監査実施日 令和7年7月17日) |
| (22) 磐田農業高等学校 | (監査実施日 令和7年7月17日) |
| (23) 浜松湖東高等学校 | (監査実施日 令和7年7月17日) |
| (24) 浜松湖南高等学校 | (監査実施日 令和7年7月16日) |
| (25) 浜松江之島高等学校 | (監査実施日 令和7年6月4日) |
| (26) 浜松視覚特別支援学校 | (監査実施日 令和7年7月17日) |
| (27) 沼津聴覚特別支援学校 | (監査実施日 令和7年7月17日) |
| (28) 浜松聴覚特別支援学校 | (監査実施日 令和7年7月17日) |
| (29) 沼津特別支援学校 | (監査実施日 令和7年7月17日) |
| (30) 浜松特別支援学校 | (監査実施日 令和7年7月17日) |
| (31) 西部特別支援学校 | (監査実施日 令和7年7月17日) |
| (32) 富士警察署 | (監査実施日 令和7年7月1日) |

(33)	静岡中央警察署	(監査実施日	令和7年7月17日)
(34)	磐田警察署	(監査実施日	令和7年7月17日)
(35)	天竜警察署	(監査実施日	令和7年6月4日)
(36)	浜松東警察署	(監査実施日	令和7年7月17日)

(別表) 監査結果の概要

【本庁】

監査箇所	区分	概要	
		件名	
企画部 電子県庁課 総務部 法務文書課	意見	件名	情報セキュリティ対策の推進
		内容	本県における情報セキュリティインシデントの発生状況は、令和4年度・5年度・6年度に各13件が発生しており、減少する兆しが見えません。 情報セキュリティポリシーに基づき、技術的対策として講じた三層の対策や情報セキュリティクラウドのほか、EDR、サイバーハイジーンなど、先進的な取組が奏効している一方で、人的対策として職員向けに情報セキュリティ研修を実施しているものの、電子メールの誤送信など、主として職員や業務委託先によるヒューマンエラーがインシデントに繋がっています。 以上を踏まえ、以下の対応に取り組んでください。 (1) 職員向けの研修について、その内容を適時に最新のものと見直すとともに、受講率100%を必達目標とした上で、組織的に受講を促進する取組の強化や研修効果の測定を実施してください。 また、未受講者については、未受講の理由を精査の上、解消策を講じてください。 (2) 職員によるインシデントが発生した場合には、その原因を徹底して究明してください。また、特に多く発生しているメールの誤送付を防ぐためのダブルチェックマニュアルを作成するなど、原因に応じた具体的な対策を実施してください。 (3) 業務委託先については、委託契約締結時に個人情報取扱特記事項に基づく具体的な取組内容を確認するなど、意識啓発及びインシデント発生予防に努めるとともに、インシデントが発生した際には、その原因の徹底究明や対応方策の検討・実施をしてください。 (4) (1)から(3)について、関係する内部統制推進機関と連携し、組織的かつ着実に実施してください。 (5) インシデントの要因の中に、システムの機能及び操作性の問題やシステム間の連携不足などが含まれているようであれば、費用対効果を踏まえた上で、システムの改修や刷新なども検討してください。
総務部 人事課	意見	件名	職員のコンプライアンスの推進
		内容	コンプライアンスの推進については、庁内推進組織である「静岡県コンプライアンス推進本部会議」及び外部有識者で構成する「静岡県コンプライアンス委員会」における意見等も踏まえ、コンプライアンス推進

監査箇所	区分	概要	
			計画に基づき取組が進められています。 令和５年度から６年度にかけては全庁特別監察を実施し、３８か所（実施箇所の１５．７％）で改善事項が見つかりました。その上で、そこで確認された改善事項の具体的な事例やその対策と好事例を庁内で共有しました。 しかし、令和６年度は、逮捕者こそ１人と、令和５年度よりも２人減りましたが、懲戒処分は８件と、過去５年間で最大だった令和５年度よりも、さらに多くなりました。うち公務上におけるものが、５件と半数以上を占めています。特別監察を受けた情報共有の取組は、一部の職員には有効ですが、例えば、制度自体の知識がない職員に対しては、制度の理解を浸透させる研修などの取組を一層充実させる方が効果的と考えます。関係所属と連携し、職員個々に対してより効果的な取組を実施するとともに、県民の信頼が揺らがないように、職員に対し、服務規律の厳正保持や適正な事務執行等について継続的に注意喚起を行うなど、不祥事案件の根絶に向けて取り組んでください。
総務部 人事課 財務部 行政経営課 出納局 会計支援課	意見	件名	内部統制の充実強化
		内容	本県における内部統制の有効性を高めるために以下の事項について見直し等を行い、内部統制の充実強化に取り組んでください。 (１) 令和６年度一般会計歳入決算の計数において、第１０款の財産収入として調定・収入した安心こども基金収入のうち８億２,７０８万１,３５３円は、第１２款の繰入金として調定・収入すべきものと確認できたため、決算書の修正を検討するよう、決算審査において意見を付しました。 昨年度、正確な歳入歳出決算書の作成について意見を発出していますが、決算書内容の信頼性確保という点で、内部統制が十分に機能していなかったといえます。今回の事案について、関係部局への調査を実施し、原因を把握した上で、リスクの対象とするかの検討を含め、内部統制環境の整備に努めてください。また、内部統制の現状と課題を把握し、適切な評価に努めてください。 (２) 令和７年度の組織改正により、行政経営課の中に、評価部局である行政経営班と推進部局である財産管理班が併存する体制となりました。「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成３１年３月（令和６年３月改定）総務省）においては、内部統制評価部局の責務として、内部統制の整備状況及び運用状況に対する「独立的評価」が求められており、評価の独立性を担保していく

監査箇所	区分	概要	
			必要があります。ついては、内部統制推進部局及び内部統制評価部局の役割分担を再考し、本県における内部統制の体制の見直しについて検討してください。
財務部 税務課	注意	件名	県民税市町交付金の算定誤り
		内容	税務課は、令和元年度から令和6年度にかけて、県民税市町交付金の算定を誤り、浜松市に対して1,837,000円を過大交付し、他の34市町に対して合計1,839,000円を過少交付した。
財務部 建築工事課	注意	件名	建設工事における不適切な事務処理（土壌汚染対策法）
		内容	建築工事課は、浜松工業高等学校が土壌汚染対策法における有害物使用特定施設であったことを認識しておらず、令和6年度浜松工業高等学校本館新築工事に先立ち実施した令和4、5年度の関連工事において、同法第4条第1項に基づく土地の形質変更届を提出していなかったことにより令和6年度の校舎新築工事の着手が遅れ、工事完成が遅延する見込みとなった。
危機管理部 (機関名非公表)	注意	件名	通勤手当の不正受給
		内容	危機管理部の会計年度任用職員は、令和2年4月から令和6年6月までの51か月間、通勤届では往路復路ともバスを利用する旨を届け出ながら、自家用車で通勤し、通勤手当の差額243,147円を不正に受給した。
危機管理部 (機関名非公表)	注意	件名	通勤手当の不正受給
		内容	危機管理部の会計年度任用職員は、令和2年8月から令和6年10月までの51か月間、通勤届では往路復路ともバスを利用する旨を届け出ながら、復路は自家用車で通勤し、通勤手当の差額26,798円を不正に受給した。
危機管理部 危機政策課	意見	件名	わたしの避難計画の効果的な普及
		内容	危機管理部では、県民の早期避難意識の向上と災害時の避難行動の明確化を図るため、災害リスクに応じた個人ごとの避難計画が作成されるよう、県内の全世帯に向けて冊子「わたしの避難計画」を作成し、市町を通じて配布を進めています。冊子の配布は、令和6年度末時点で県内70%の地区で完了しており、令和7年度には県内全地区への配布が完了する予定です。 また、冊子を配布するだけでなく、Web上で避難計画を作成できるポータルサイトの運用や、「わたひな普及員」を育成するなど、計画作成を促す取組も進めています。 更に、地震・津波対策交付金に、「わたしの避難計画持続化計画」を

監査箇所	区分	概要	
			作成した市町だけが活用できる「わたしの避難計画持続化メニュー」を設け、市町に対し、わたしの避難計画への持続的な取組を促しています。 しかし、避難計画の作成率は、令和6年度までに全地域への冊子の配布が完了した12市町で16.7%と低い水準に留まっています。 県には計画作成を促すための更なる取組が求められますが、災害のリスクは地域によって差があり、それに応じて避難計画の必要性も異なります。 については、全県域を均等に扱うばかりでなく、災害リスクが高く、避難計画の作成が特に求められる地域に的を絞って作成を促すなど、効率的な取組の実施も検討してください。また、人手が不足している市町に対しては、県が積極的な支援を行うとともに、必要に応じて避難計画の作成状況を把握するなどして、取組の見直しを行ってください。
危機管理部 危機情報課	意見	件名	総合防災アプリ「静岡県防災」の活用
		内容	危機管理部では、緊急防災情報の伝達手段の多重化や地域の災害リスクの理解促進、非常時の適切な避難行動の支援等を目的に、令和元年6月から総合防災アプリ「静岡県防災」を運用しています。 これまで「アプリを活用して訓練を実施した自主防災組織の割合」を令和7年度に100%とする目標を掲げ、利便性を高めるためのアプリの機能改修や、自主防災組織への働き掛け等を行ってきましたが、令和6年度末の同割合は34.8%となっており、目標から大きく乖離しています。 また、令和7年6月時点のアプリのアクティブユーザー数は約12万8千人であり、アプリが広く県民に利用されているとは言えない状況です。 アプリには、開発、保守及び周知啓発に係る費用として令和6年度末までに1億6千万円超の予算が投じられてきましたが、現状の自主防災組織における活用状況やアクティブユーザー数を踏まえるとその費用対効果は低いと言わざるを得ません。 更に、防災情報の提供機能等の民間の防災アプリと重複する機能については、予算の効率的な執行の観点から、今後も予算を投じて維持するべきか検討が必要と考えます。 については、アプリに関するこれまでの取組とその効果を検証するとともに、予算の効率的・効果的な執行の観点等も踏まえて、今後のアプリの在り方を検討してください。

監査箇所	区分	概要	
くらし・環境部 環境局 自然保護課	意見	件名	南アルプスの魅力発信と保全活動の推進
		内容	南アルプスの環境保全を進めながら利活用を促進する取組が、県をはじめ、南アルプスを未来につなぐ会や南アルプス未来財団、南アルプス学会、地域住民、企業、NPO、大学などにより進められています。 県が実施する南アルプスの保全および利活用促進事業は、地域の生態系を保全しつつ環境教育や魅力発信を通じて地域の活性化を図ることを目的としています。この事業では、南アルプス環境保全基金を活用し、希少種の調査や環境学習サイト「南アルプスの宝箱」の運営、ニホンジカの食害対策、交通アクセスの改善などが進められています。 一方で、事業の財源である静岡県南アルプス環境保全基金の残高が著しく減少しています。令和5年度残高は63,563千円でしたが、令和6年度残高は37,328千円となっており、令和6年度の歳入8,766千円に対し歳出は35,001千円で、歳出が歳入を大幅に超過している状況です。また、基金事業の財源となる寄付金の募集についても、継続的な寄付金の確保が課題となっています。 基金による財源が減少している中で、自然環境の保全や利活用の促進に向けた関係者の協働による取組を継続的に支援していくためには、各事業の効果を測定し、特に効果的と考えられる事業を選定して、優先的に取り組むなど、限られた財源を効率的・効果的に活用していくことが求められます。また、新たな寄付団体の募集や継続的な寄付金の確保を図るなど財源の確保が必要と考えます。 については、南アルプスの環境保全と利活用の促進を図るため、県の役割を十分に果たすことができるよう、南アルプス環境保全基金の安定的な運営に努め、効果的に事業を推進してください。
くらし・環境部 環境局 廃棄物リサイクル課	意見	件名	産業廃棄物収集運搬業の許可申請の標準処理期間内での処理の徹底
		内容	産業廃棄物収集運搬業の許可申請の状況について、令和6年度の申請件数は1,758件に上りました。このうち、申請件数の46.1%にあたる810件が標準処理期間である40日を超過し、最長では173日を要するケースも確認されています。 こうした状況は、事業者の業務着手に支障を来すとともに、申請が適時に許可されないことについて、申請窓口である健康福祉センターに対する苦情にも繋がっています。 全国的には、他の地方公共団体で取得した許可証の写しを利用することで、欠格要件照会に要する時間の短縮が可能となる先行許可制度が、令和7年度の調査時点で40都道府県中36都道府県において広く導入さ

監査箇所	区分	概要	
			れ、審査手続の簡素化や省力化が実現されています。 本県においても、先行許可制度の導入など、他県の取組を参考とし、標準処理期間内での処理の徹底に努めてください。
スポーツ・文化 観光部 スポーツ政策課	注意	件名	個人情報の流出（ＵＳＢメモリの紛失）
		内容	スポーツ政策課は、静岡県都市ボランティア名簿や静岡県内パラリンピック聖火ランナー名簿等の個人情報等が保存されている可能性のあるＵＳＢメモリ４本を紛失した。
スポーツ・文化 観光部 企画経理課	意見	件名	東静岡地区整備の推進
		内容	県では、東静岡地区整備について、平成２７年３月に「“ふじのくに”「文化力」を活かした地域づくり基本構想」を定め、その理念や考え方を基に、東静岡駅南口県有地にスポーツと文化の拠点を整備することを検討してきました。 県有地のうち、東側部分は県立新図書館の建設予定地として検討されているものの、西側部分については令和６年度までの市場調査を経てもなお、具体的な整備計画が示されないまま、基本構想の策定から１０年余が経過しています。 当該県有地は平成１１年３月に静岡県土地開発公社から取得したものであり、県有財産を、具体的な利活用計画の無いまま長期間保有しつづけることは、大きな機会損失です。 県は、静岡市が進める東静岡地区まちづくりと連携しつつも、県としての主体性を発揮し、できるだけ早期に具体的な活用ビジョンを描いて、東静岡駅南口県有地の整備方針を定めていくよう努めてください。
健康福祉部 こども若者局 こども家庭課	意見	件名	母子父子寡婦福祉資金貸付事業における収入未済額の縮減
		内容	事業における収入未済額は年々増加し、令和６年度末における収入未済額の総額は、令和５年度末と比較して３６,７８０千円増の８３６,７００千円余となりました。 収入未済額については、現年度の発生を抑えることが大切ですが、令和６年度も現年度の発生額が増加しています。 債権管理は、個々の債務者の状況を具体的に把握し、回収可能なものは回収し、回収できない合理的な理由があるものについては不能欠損処理を検討すべきです。 また、健康福祉センターで債権管理に携わっている職員には、実務的な悩みや対人関係に起因するストレスの発生等が想定されるところ、法律的な側面のみならず実務や心理面でのフォローなど広範囲に渡る支援が必要であると考えます。

監査箇所	区分	概要	
			については、債務者個々の状況を十分に確認し適切な債権管理を行うとともに、当事業の実施体制の強化を検討し、収入未済額のより一層の縮減に努めてください。
健康福祉部 医療局 地域医療課	意見	件名	看護職員確保対策の推進
		内容	国による看護職員需給推計では、本県における令和7年に必要な看護職員数4万7,046人に対し、令和4年12月末現在では4万4,510人で2,536人の不足となっています。 県では、看護職員確保対策として、「養成力強化」「離職防止・定着促進」「再就業支援」「看護の質の向上」の4本柱を中心に組み組んでおり、現状のペースで就業者の増加が続けば令和8年には充足すると見込まれていますが、地域ごとの偏在や勤務環境を原因とする離職者の存在が依然として課題となっています。 少子高齢化の進行や医療の高度化等により看護需要が増大していますので、引き続き総合的な看護職員確保対策を推進してください。 また、養成力強化については、公立・私立を問わず養成機関と協力して看護職員の養成に取り組んでいるところですが、県立看護専門学校は、定員充足率の低下が顕著であり、特に看護2学科の入学者数減少が極めて深刻な状態となっています。学生に選ばれる魅力ある学校づくりを目指して「県立看護専門学校の魅力づくり検討会」を設置し、検討を始めていますが、学校の在り方を含めた抜本的な見直しを行う必要があるものと思われます。県立看護専門学校の役割として、いかに看護職員を確保していくのか、将来に向け更に有効な対策を検討してください。
経済産業部 農業局 畜産振興課	注意	件名	個人情報の流出（ファイルのメール添付）※再発
		内容	農業局畜産振興課は、静岡県猟友会事務局及び西部猟友会事務局に対し、野生イノシシの豚熱検査結果を送付する際に、個人情報を含んだファイルを添付し、メール送信した。 同課には前回の監査で同種の事案に対し再発防止を求めたところであるが、改善に結びついていなかった。
経済産業部 就業支援局 産業人材課	意見	件名	効率的な若者のU I ターン就職支援
		内容	若者のU I ターン就職支援事業では、県内産業の人材確保を図るため、学生や若い社会人に対しSNS等を活用した情報発信を行うとともに、県内企業とのマッチングを支援し、若者の県内就職を促進するもので、成果目標として、令和7年度の県内出身大学生のUターン就職率43%を目指しています。 支援内容とその効果に着眼して監査したところ、成果指標である県内

監査箇所	区分	概要	
			出身大学生のUターン就職率は、令和4年度末と比較し1.3ポイント下回り、令和5年度末時点では、32.9%と減少傾向にあり、目標の達成が厳しい状況です。 本事業の取組のうち、「ふじのくにパスポート」の配布は、平成30年度から開始され、事業初期にパスポートを配布された学生の多くが既に就職していますが、パスポートの配布効果の把握が困難とのことでした。また、パスポートの配布は、LINE等への登録誘導が目的の一つですが、令和6年度から配布時期を高校3年生から高校1年生に前倒しして、3学年分約10万枚、累計約33万枚を配布したのに対し、LINE等の新規登録者数は約5千人、累計約3万人という状況です。当該取組は、効果の把握が難しく、目標達成に向けて十分に効果が発揮されているとは言えない状況です。 パスポートの配布に関し、デジタル技術の活用やターゲット層へのより効果的なアプローチ方法について検討してください。パスポートの配布を高校1年生に前倒ししたことから、配布から就職活動まで5年以上かかることとなりますので、LINE等に登録された方々に登録を継続いただけるように、実際に就職活動をしている若者の声を取り入れつつ、価値のある情報、興味を引く情報の発信に取り組んでください。 また、効果が把握できなければ的確な改善が難しいことから、効果を測定できる仕組みを検討してください。
経済産業部 農業局 農業ビジネス課	意見	件名	農林水産省が進める「地域計画」の推進
		内容	令和5年4月に農業経営基盤強化促進法等が改正されたことに伴い、市町による地域の農地利用の将来像を明確化した「地域計画」等の策定が義務づけられ、令和6年度末までに計画を策定することとされました。県は、各市町の地域計画の策定をサポートし、期限までに県内34市町242地域の地域計画の策定が完了しました。 地域計画の策定が完了したものの、令和6年12月に実施した市町に対するアンケートにおいて、「地域の農業の将来について十分に協議することができたか」の問いには、58%が「将来像までは描けなかったが、地域の課題を把握できた。」、21%が「十分な協議ができなかった。」との回答でした。十分な協議ができなかった理由として、50%が「話合いの回数が少なかった。」と回答しており、2年間という短期間では農地利用の将来像を明確化できた地域が少ない状況です。 地域計画の策定に当たり、県として令和6年度は、地域計画策定説明会における先行事例の紹介、全市町との個別相談会の開催、地域におけ

監査箇所	区分	概要	
			る話し合いへの参加、専門家の市町への派遣等を実施しました。令和7年度以降は、策定した地域計画の改善に向けて、地域における話し合いの推進や法人誘致等に取り組む予定です。 高齢化が急速に進む現状においては、後継者が決まっていない農業者を含む地域の地域計画の改善に早急に取り組む必要があり、県の積極的な関与や市町への支援が不可欠であると考えます。地域計画策定の過程で明らかになった課題への対応策を各市町と連携して検討し、本県の農業の特徴や各市町の実情に応じて柔軟に地域計画を改善できるよう、市町への積極的な支援に取り組んでください。
交通基盤部 政策管理局 経理課 建設政策課	意見	件名	建設工事等における適正な工期等の設定の徹底
		内容	建設工事や建設関連業務委託（以下、「建設工事等」という。）における工期や履行期間（以下、「工期等」という。）の適正な設定は、建設業法における著しく短い工期の禁止に関する規定（令和2年10月1日施行）、公共工事の品質確保の促進に関する法律における発注者の責務に関する規定（平成26年6月4日施行、令和元年6月14日施行）に明記されています。 これらを踏まえ、県では、建設産業における週休2日の推進に向けた適切な工期設定を行うことを目的として策定した「工期設定実施要領」及び建設関連業務における働き方改革に配慮した適正な履行期間の設定を行うことを目的として策定した「履行期間設定実施要領」（以下、「要領」という。）に基づき、適正な工期等を設定した上で発注を行うこととしています。 令和6年度の交通基盤部の出先機関の定期監査において、12月以降に年度内を工期等として発注し、かつ予算繰越を伴う工期等の延長を行った建設工事等の抽出調査を行ったところ、契約時の工期等を要領に基づく日数よりも短く設定し、契約後に年度をまたぐ工期等の延長を行っていた事案が少なからずあり、その中で施工が困難な工期を設定していた工事や、業務実施が困難な履行期間を設定していた業務委託に対して監査結果等を発出したところです。これらの事案は、議会における予算の繰越承認を得た上で、年度をまたいだ工期等を設定し発注するべきでした。 適正な工期等を確保できないにもかかわらず、年度内の完了を前提とした工期等の設定は、受注者のコスト増につながり、建設工事等の品質や、健全な建設産業等の発展に影響を与えることとなります。また、結果として、工期等の延長が必要となり、受発注者双方において無駄な契

監査箇所	区分	概要	
			約事務が発生するほか、議会における予算の繰越承認が得られなかった場合には、建設工事等の数量減少や打ち切りを行うこととなり、所期の目的を達成できず、県行政への不信感を招くこととなります。 このため、出先機関の予算執行状況のヒアリング等の際には、当該予算により発注する建設工事等を確認し、年度内で適正な工期等を確保できない建設工事等は、予算の繰越承認を得た上で適正な工期等を設定して発注することを指導してください。
交通基盤部 道路局 道路企画課	意見	件名	南海トラフ巨大地震に備えた無電柱化の実施箇所の明確化
		内容	地震などの災害時に道路上の電柱が倒れると、緊急車両等の通行に支障をきたすおそれがあるため、県では「静岡県無電柱化推進計画」（以下、「計画」という。）を策定し、防災上重要な道路における無電柱化を優先的に進めています。 令和４年３月に策定した現在の計画では、防災上重要な道路として市街地の緊急輸送路（約 820km）を整備優先箇所に位置付け、当該道路の無電柱化着手率（完了済み、または工事着手済みの延長の割合）を令和３年度末の８％（62 km）から令和７年度末に 10％（82 km）とすることが示されており、令和６年度末時点の実績は 8.1％（66km）となっています。 現在の計画のペースである４年間で 20 km（５ km／年）の無電柱化を実施する場合、令和８年度以降に残る市街地の緊急輸送路の無電柱化率を 100％とするには約 150 年かかることとなるため、これら全てを 30 年以内の発生確率が 80％程度とされている南海トラフ巨大地震に備えた無電柱化の対象とするのは現実的ではありません。また、南海トラフ巨大地震における緊急車両等の通行確保において無電柱化が必要となる箇所が明確になっていません。 このため、今後予定している令和８年度以降の計画の策定にあたっては、南海トラフ巨大地震における緊急車両等の通行ルートにおいて、電柱倒壊リスクの高さ等を踏まえて無電柱化を優先的に実施する箇所を明確にし、指標や年次目標の設定を検討してください。
交通基盤部 河川砂防局 河川海岸整備課	意見	件名	水門や陸閘等の河川管理施設における動作不良時の対応
		内容	県では、津波や洪水から県民の生命・財産を守る上で重要な役割を果たす水門や陸閘等の河川管理施設 156 施設のうち 46 施設は電動操作により門扉の開閉が行われていますが、令和６年の台風 10 号に伴う大雨では、梅田川水門において、急激な水位変動を何らかの異常と認識したことによる門扉の動作停止が発生したため、職員による現地での手動解

監査箇所	区分	概要	
			放を要しました。 当該事案は特異なケースであったということですが、有事における不測の事態による動作不良は、他の河川管理施設においても発生する可能性があり、発生した際の迅速かつ適切な初動態勢が求められる一方で、施設の設置環境や発生時の時間帯、気象条件、道路交通状況等によっては職員や委託業者が現地に行くことが困難となるケースも考えられるため、動作不良時の状況に応じた対応を明確化することが重要です。 このため、出先機関に対して、有事における河川管理施設の動作不良時への対応を確認し、動作不良時の状況に応じた具体的な対応をマニュアル等により明確化するとともに訓練の実施に努めるよう指導してください。
出納局 会計総務課	意見	件名	資金の効率的な運用
		内容	出納局では、毎月各所属から報告を受けた収支見込額を基に資金計画を策定し、運用可能な額を把握しています。しかしながら、令和6年度にも収支見込額の実績との乖離について会計事務指導検査において度々指摘がされるなど、各所属において、収支見込額が資金運用に与える影響についての認識が不足しているおそれがあります。 また、令和6年3月に日本銀行の金融政策の変更によりマイナス金利が解除されて以降、段階的に短期金利が上昇して令和7年1月には0.5%となっており、1か月などの短期間の預託による運用が可能になるなど、金利上昇による運用益の増加や運用方法の多様化が見込める環境となっています。 つきましては、運用額を増やすことはますます重要となっていますので、各所属に対して資金計画の重要性の周知を徹底し、精度の高い資金計画を策定できるよう努めてください。 また、他の自治体から運用方法に係る情報収集を行うなどにより視野を広げ、確実な運用を基本としながらも効率的な運用により運用益の確保に努めてください。
出納局 用度課	意見	件名	高速道路利用料の割引制度の活用
		内容	出納局では、公用車の高速道路利用料について、用度課が所管する物品調達事務等特別会計により各所属分をまとめて支払いをしています。が、高速道路利用料の割引制度の活用については予算を執行する各所属の判断により行っており、統一的な取扱いはありません。 高速道路利用料の割引制度のうち、自動的に適用される割引や期間や地域が限定された割引を除き、広く適用できる主な割引制度としては、

監査箇所	区分	概要	
			E T Cマイレージサービス及び大口・多頻度割引制度があります。 割引制度の活用状況を確認したところ、公用車に係るE T Cスルーカード保有枚数に対してE T Cマイレージサービスによる割引サービスを受けるためのマイレージ登録数は、令和6年度末時点において55.5%でした。また、大口・多頻度割引制度による割引額について試算したところ、1台あたりの高速道路利用料が年額165,960円を超える場合はE T Cマイレージサービスよりも経済的となる可能性があります。活用しておらず、割引制度を十分に活用しているとは言えない状況です。 つきましては、公用車の高速道路利用料について、利用実態等を踏まえてより経済的な割引制度を活用して経費削減を徹底するよう各所属に対し周知するとともに、各所属における割引制度の活用状況を把握し、公用車に係る経費の削減に取り組んでください。
企業局 経営課	注意	件名	消費税の納付遅延
		内容	企業局経営課は、水道事業に係る令和5年度消費税について、令和6年2月分の中間申告及び納付が令和6年5月末の期限に遅れ、延滞税3,700円を発生させた。
議会事務局 (機関名非公表)	指摘	件名	個人情報の流出（書類の紛失等）
		内容	議会事務局は、書類の受領や保管の際に適切な安全管理措置を講じていなかったため、特定個人情報等が記載された書類が所在不明となった。
教育委員会事務局 義務教育課	注意	件名	誤った試験問題の配布による教員採用選考試験の実施
		内容	教育委員会事務局義務教育課は、令和7年5月10日に実施した教員採用第1次選考試験において、出願区分「社会人経験者を対象とした選考」に出願した4人に対して、誤った試験問題で試験を実施した。
教育委員会事務局 教育総務課	意見	件名	不祥事根絶の取組
		内容	教育委員会では児童生徒が被害者となる不祥事案の根絶を重点取組に掲げ、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」の趣旨に沿った対策として、性暴力等防止に向けた研修資料の作成や初動対応マニュアルの作成、学校相談体制の周知、セクハラアンケートの実施などに取り組んでいます。 このような取組により、児童生徒性暴力等による懲戒処分は、令和5年度の4件から令和6年度の2件に減少しましたが、未だ根絶していないのが現状です。

監査箇所	区分	概要	
			最近では、近隣県において、児童生徒を盗撮した画像をＳＮＳで共有した教職員が摘発される事件が発生し、児童生徒にとって、安全安心であるはずの学校や教育への信用が揺らいでいます。本県の県立学校では、写真等の撮影には公用のカメラ等の使用を原則としているものの、必要に応じて教職員が個人で所有するカメラ等の使用も許容しているとのことでした。また、教職員と児童生徒との私的なＳＮＳ等のやりとりを禁止していますが、そのことについて保護者等にどの程度認識されているか教育委員会では明確に把握できていません。 盗撮事案や、児童生徒とのＳＮＳ等によるやりとりから発展する児童生徒性暴力等事案の発生を未然に防ぐため、教育現場への教職員個人が所有するカメラ等の持込の禁止やスマートフォン・ＳＮＳ等の使用制限など、効果的な取組を行うほか、児童生徒や保護者等に対してそれらの取組について周知を徹底し、信頼確保に努めてください。
教育委員会事務局 教育政策課	意見	件名	いじめ対策の効果的な実施
		内容	教育政策課では、いじめ防止対策推進法および静岡県子どもいじめ防止条例に基づき、「静岡県人権教育の手引き」の活用や「いじめ防止啓発強調月間」を通じて、いじめ防止の取組を推進しています。いじめが発生する要因について確認した結果、学校が集団生活の場である以上、児童生徒間で心理的または物理的な影響を与える行為が発生する可能性は避けがたいとされています。そのため、いじめを予防するためには、すべての教職員がいじめ防止対策推進法の趣旨を十分に理解し、人権教育を積極的に推進することを必要としています。 一方で、県教育委員会では、学校におけるいじめ防止対策推進法に基づく対策委員会の開催状況を具体的に把握しておらず、また対策委員会の在り方について指導を行っていない現状があります。また、成果指標として「学校に相談できる人がいると答える児童生徒の割合」を挙げていますが、この指標の令和６年度の実績値は小学校 55.4%、中学校 66.5%からそれぞれ小学校で 27.7 ポイント、中学校で 14.4 ポイント低下しており、この原因についても十分に把握されていません。 いじめは当事者にとって耐えがたい苦痛を伴い、場合によっては進路変更を余儀なくされるなど、人生に多大な影響を及ぼします。そのため、対策の重要性を伝えるだけでなく、学校の現状を的確に把握し、具体的かつ効果的ないじめ対策を実施できるよう学校への支援を進めてください。

監査箇所	区分	概要	
教育委員会事務局 高校教育課	意見	件名	行きたい学校づくり推進事業の効果的な実施
		内容	高校教育課は令和6年3月に策定された「静岡県立高等学校の在り方に関する基本計画」に基づいて、各学校が魅力を高め新しい時代の多様なニーズに幅広く対応できる学校づくりを目指すため、「行きたい学校づくり」推進事業による取組を実施しています。 この取組として、「新たな価値を生み出す想像力」や「イノベーションな思考」を持ったアントレプレナーとなる高校生の育成を目的として令和6年度はイノベーションラボを実施し、選考を通過した32人が参加して合宿等を行い、企業視察や起業家等との交流を実施しました。参加に関しては高校生各自が応募するものであり、この取組は特定の生徒に対する効果はあっても、「行きたい学校づくり」に寄与しているとは言い難い内容です。県立高校の魅力が高められ、新しい時代の多様なニーズに幅広く対応できる学校づくりに寄与できるよう、効果的な事業を実施してください。
教育委員会事務局 健康体育課	意見	件名	ヘルメット着用の促進
		内容	自転車マナーの向上や自転車乗車時のヘルメット着用率を向上させるため、昨年度の監査において、くらし・環境部、教育委員会、警察本部が協力し、効果的で実行性のある取組を推進するよう意見を付したところ、教育委員会では、生徒が参加するグループワークの実施やチラシや副読本などの配布を実施しました。 しかしながら、令和6年11月1日時点で全日制公立高校のヘルメット着用率は5.81%となっており、依然として向上しているとは言えない状況です。また、前述のグループワークの結果から、校則や自転車通学許可条件（以下「ルール」という）として規定することで着用率の向上が見込めると認識されているにもかかわらず、ルール化を検討している学校は令和7年度から実施を予定している学校を含めても数校にとどまっています。 生徒の安全は、勉強や部活動、その他の学校行事に優先されるべきものであり、ヘルメット着用に関し、現在の取組で十分とは言えない状況にあります。また、ヘルメットの着用は、法律では努力義務という位置付けですが、警察本部の分析では自転車事故の3割が高校生であり、自転車事故に対する対策は喫緊の課題と考えます。 既に一部の学校で実施されているように、ヘルメットの着用を自転車通学の許可条件とするなど、県内の県立学校における統一的なルールの策定を検討してください。

監査箇所	区分	概要	
教育委員会事務局 社会教育課	意見	件名	施設開放に伴う学校の事務負担の軽減
		内容	社会教育課では、社会教育法第44条第1項の規定に基づき、県立学校の施設を社会教育に活用できるよう、「静岡県立学校の施設等の開放に関する要綱」を平成13年1月に制定しました。これにより、各学校では地域住民に対して学校施設を開放しており、令和6年度には高校で86.2%、特別支援学校で52.5%の学校が体育施設を開放している状況です。 各県立学校への監査において、施設開放の実施に係る調査を行ったところ、以下の意見がありました。 ・利用者実費負担額の算出事務が煩雑であり負担が生じている。 ・利用団体による利用者実費負担額の納入遅延に対する督促事務等の負担が生じている。 ・施設開放に伴う防犯対策の業務が必要となっている。 ・施設利用団体との鍵の受け渡し時間が時間外に発生する場合がある。 ・施設開放による学校施設の摩耗に対する修繕等について特段の予算的な配慮がされない。 学校施設であっても、積極的に県民に活用してもらうべきである一方、教員や学校事務職員の追加負担の軽減も、重要な問題と考えます。 教育委員会事務局において、他県で導入例のある使用料金の定額料金制の導入や修繕予算の獲得を検討するなど、学校や他課と連携した取組を実施してください。
警察本部 総務部 施設課	注意	件名	建設工事における不適切な積算
		内容	警察本部総務部施設課は、令和6年度に実施した道路標示塗装工事及び速度違反自動監視記録装置撤去工事において、不適切な積算を行っていた。
警察本部 警務部 監察課	意見	件名	不祥事根絶の取組
		内容	警察本部では、これまでも、定期監察や随時監察を実施して、業務の改善指導や職員に対する指導教育等に取り組み、非違事案・不適正事案の未然防止を図り、県民の信頼確保に努めていましたが、令和5年に入って複数の逮捕者を出したことから、さらなる取組強化を行ってきたところです。 そうした中で、昨年度の監査において、不祥事を自分事として意識する取組も重要との意見を出したところですが、「ゼミ形式の討議」を実施をするなどの取組も始められたようです。 しかしながら、令和7年に入ってから、逮捕者が続けて発生し、半年

監査箇所	区分	概要	
			だけで、4名の逮捕者を出しています。公務上においても、実弾入り拳銃を置き忘れたり、内規に反して持ち出した個人情報を含む捜査関係書類等を一時紛失するなど、あってはならない事態が発生しています。 警察本部では、前述のとおり、不祥事を自分事と捉えられるような取組も始められました。しかし、内部にも、不祥事案の情報共有が十分にされずにいることが、効果的な対策を講じられていない一因との声もあるようです。不祥事を自分事として捉えるのには、指導教育において情報共有されることが必須であると考えます。共有される情報は、より身近かであればあるほど、自分事と捉えやすいものです。不祥事の根絶に向けて、警察職員として高い規範意識を持つよう組織を挙げた取組を一層強化し、県民の信頼確保に努めてください。
警察本部 交通部 交通規制課	意見	件名	信号柱の適切な管理
		内容	令和6年度には、県内の2か所で、信号柱が倒壊するという事故が発生しました。 信号柱には、コンクリート柱と鋼管柱の2種類がありますが、事故の発生した信号柱は、いずれもコンクリート柱で、老朽化によって横クラックが発生し、そこから雨水等が浸入し、内部の鉄筋を腐食させることで、倒壊に至ったとのことでした。 県内の信号柱は、令和6年度末現在で26,001本のうち、コンクリート柱16,267本の60.4%が耐用年数の42年を超えており、耐用年数が50年の鋼管柱9,734本の15.5%に比べ、老朽化が進んでいます。 警察本部では、今回の事故を受けて倒壊リスクのある422本を洗い出し、令和6年度と7年度の2年で緊急の更新を行うことにしました。 しかし、これは老朽化した信号柱のごく一部に過ぎず、倒壊すると人命に影響を及ぼすことにもなりかねません。そのため、定期的に点検し倒壊リスクのある信号柱を確実に把握することなどによって、計画的に更新してください。

【出先機関】

監査箇所	区分	概要	
富士農林事務所	注意	件名	建設工事における不適切な入札手続
		内容	富士農林事務所は、令和6年度集落基盤整備朝霧高原地区集落道4号4工事の入札手続において、入札公告様式の不備及び違算により2回入札を中止し、また、電子入札システムの入札スケジュール登録の誤りにより1回入札を延期したため、事業実施に遅延が生じた。

監査箇所	区分	概要	
富士土木事務所	注意	件名	行政財産使用料の誤徴収及び未徴収
		内容	富士土木事務所は、平成８年度から令和６年度までの間、県有地外に設置された物件２件に対し、誤って行政財産の使用許可を行い、87,000円の誤徴収を発生させた。 また、県有地内に設置されている物件１件については、推測ではあるものの40年以上にわたり行政財産の使用許可の手続がされていなかった。
袋井土木事務所	注意	件名	道路占用料の徴収誤り
		内容	袋井土木事務所は、市町へ道路を移管した後も、引き続き道路占用料を誤って徴収し続け、平成25年度から令和６年度までの間、過徴収５件455,346円及び還付加算金２件2,100円を発生させた。
袋井土木事務所	注意	件名	建設工事の契約内容の不適切な公表
		内容	袋井土木事務所は、令和５年度に契約締結した予定価格250万円超の工事495件の全てについて、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第８条に基づく契約内容の公表を実施していなかった。 また、令和６年度に契約締結した予定価格250万円超の工事368件の全てについて、同法同条に基づく契約内容の公表を契約後遅滞なく実施していなかった。
田子の浦港管理事務所	注意	件名	建設工事における不適切な工期設定
		内容	田子の浦港管理事務所は、令和５年度に実施した荷役機械改良工事及び浚渫土処理工事において、通常必要となる工期を確保せず、施工が極めて困難な期間を工期とする請負契約を締結していた。
清水港管理局	注意	件名	業務委託における不適切な履行期間の設定
		内容	清水港管理局は、令和５年度に実施した捕砂施設の設計業務委託において、業務価格を積算するための見積依頼時に確認した業務履行に要する日数を書面で残しておらず、履行期間の設定根拠が不明であった。 また、標準的な履行期間を確保せず、業務実施が極めて困難な期間を履行期間とする委託契約を締結していた。
企業局西部事務所	注意	件名	建設工事の契約内容の公表の未実施
		内容	企業局西部事務所は、令和６年度に契約締結した予定価格250万円超の工事69件の全てについて、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第８条に基づく契約内容の公表を実施していなかった。